

第4回六角川流域水害対策協議会の開催について

～流域水害対策計画策定に向けた最終協議～

六角川特定都市河川流域では、令和5年6月13日に六角川流域水害対策協議会を設立し、当該流域の浸水被害軽減に向けた水災害対策について議論を重ね、令和7年1月21日に六角川流域水害対策計画(素案)として公表しました。

素案については、シンポジウム等で説明の場を設けるなどし、地域住民のご理解を深めていただくとともに、素案に対するご意見を幅広く収集しました。

この度、皆様からいただいたご意見を踏まえ、六角川流域水害対策計画(案)がまとまったことから、第4回六角川流域水害対策協議会で計画策定に向けた協議を行います。

※特定都市河川指定につきましては、以下のアドレスよりご覧ください。

<https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/tokuteitoshikasen/index.html> (武雄河川事務所 HP)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00395800/index.html> (佐賀県 HP)

1. 日時：令和7年3月24日(月) 15時00分～(最大2時間程度)
2. 場所：グランデはがくれ ハーモニーホール A
3. 参加機関：佐賀県、武雄市、嬉野市、九州地方整備局、武雄河川事務所 等
4. 議事概要：
 - ・パブリックコメントによる意見等を踏まえた計画の見直しについて
 - ・流域水害対策行動計画(案)について
5. 取材：
 - ・受付については、14時30分から行います。
 - ・協議会は公開致します。
 - ・会場での撮影は、会議の妨げにならないようご配慮願います。
 - ・インフルエンザ等の感染症予防のため、咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮ください。また、うがい、手洗い、手指消毒等の励行をお願いいたします。

※防災体制の発令等により、延期となる可能性があります

【添付資料】

参考資料 六角川流域水害対策協議会規約

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所

電話：0954-23-7933

副 所 長

よしだ ともゆき
吉田 知之(内線 204)

流域治水課長

かたふち ひろとし
片渕 公淑(内線 351)

六角川流域水害対策協議会規約

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき組織し、「六角川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）とする。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により特に浸水被害が著しい六角川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

（協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は九州地方整備局長が務める。
 - 3 協議会の招集は会長が行う。
 - 4 会長は座長を指名し、座長には協議会の運営・進行を任せることができる。
 - 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
 - 6 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

（協議会の実施事項）

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 六角川流域水害対策計画の策定及び変更
 - (2) 協議会を開催し、前項に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公開)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、九州地方整備局武雄河川事務所及び佐賀県（危機管理防災課、農山村課、河川砂防課）が行う。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和5年6月13日から施行する。

別表

六角川流域水害対策協議会 構成員

○印は会長

●印は座長

佐賀県知事

武雄市長

嬉野市長

○国土交通省 九州地方整備局長

●国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長

財務省 福岡財務支局 佐賀財務事務所長

気象庁 佐賀地方気象台長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長